

厚木市立小・中学校食物アレルギー対応連絡調整会議規程

(設置)

第1条 厚木市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する食物アレルギーのある児童・生徒について、関係機関が情報共有、意見交換等により連携し、学校における食物アレルギー対応を推進するため、厚木市立小・中学校食物アレルギー対応連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食物アレルギーのある児童・生徒の状況把握に関すること。
- (2) 食物アレルギー事故の予防及び緊急時の対応に関すること。
- (3) その他学校における食物アレルギー対応に関すること。

(組織)

第3条 会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 会議には、会長及び副会長を置き、会長には厚木市立小・中学校長の代表、副会長には教育指導主管課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学校保健主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

厚木市立病院の医師、厚木市立小・中学校長の代表、厚木市立小・中学校の養護教諭の代表、学校栄養職員の代表、救急救命課長、学校給食課長、学務課長、教育指導課長